

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

前中間期 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成18年 9 月30日)	当中間期 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成19年 9 月30日)	前期 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)
<p>会計処理基準に関する事項</p> <p>重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>有形固定資産 当社</p> <p>減価償却累計限度額を実質残存価額(取得価額の0.4%)とする定率法を採用しております。 但し、平成10年 4 月 1 日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)、工具器具及び備品に含まれる金型については減価償却累計限度額を実質残存価額(取得価額の0.4%)とする定額法を採用しております。 耐用年数については、法人税法に定める耐用年数を適用しております。但し、平成10年 3 月以前に取得した建物については、平成10年度の法人税法の改正前の耐用年数を適用しております。</p>	<p>会計処理基準に関する事項</p> <p>重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>有形固定資産 当社</p> <p>定率法を採用しております。但し、平成10年 4 月 1 日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)、工具器具及び備品に含まれる金型については定額法を採用しております。</p>	<p>会計処理基準に関する事項</p> <p>重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>有形固定資産 当社</p> <p>減価償却累計限度額を実質残存価額(取得価額の0.4%)とする定率法を採用しております。 但し、平成10年 4 月 1 日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)、工具器具及び備品に含まれる金型については減価償却累計限度額を実質残存価額(取得価額の0.4%)とする定額法を採用しております。 耐用年数については、法人税法に定める耐用年数を適用しております。但し、平成10年 3 月以前に取得した建物については、平成10年度の法人税法の改正前の耐用年数を適用しております。</p>

なお、上記以外は、最近の半期報告書(平成18年12月15日提出)における記載から重要な変更がないため、開示を省略します。

中間連結財務諸表のための基本となる重要な事項の変更

(会計方針の変更)

法人税法の改正に伴い、当社及び国内子会社は当中間期より、平成19年 4 月 1 日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これにより、営業利益、経常利益及び税金等調整前中間純利益はそれぞれ70百万円減少しております。

なお、セグメント情報に与える影響は、従来の方によった場合に比べ、所在地別セグメント情報の「日本」の営業費用が70百万円増加し、営業利益が同額減少しております。

(追加情報)

法人税法の改正に伴い、当社及び国内子会社は、平成19年 3 月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により、帳簿価額が取得価額の 5 %に達した資産については、取得価額の 5 %相当額と備忘価額との差額を 5 年間で均等償却し、平成19年 4 月 1 日時点で帳簿価額が取得価額の 5 %を下回っている資産については取得価額の 1 %を每期償却し、減価償却費に含めて計上しております。

この結果、従来の方によった場合に比べ、営業利益、経常利益及び税金等調整前中間純利益はそれぞれ109百万円減少しております。

なお、セグメント情報に与える影響は、従来の方によった場合に比べ、所在地別セグメント情報の「日本」の営業費用が109百万円増加し、営業利益が同額減少しております。